

独立行政法人勤労者退職金共済機構の概要

[所在地] 東京都港区芝公園1丁目7番6号

[設立年月日] 平成15年10月1日

[役員数] 273名（平成17年4月1日現在）

[設立経緯]

- ・ 昭和34年 7月 1日 中小企業退職金共済事業団設立。
- ・ 昭和39年10月15日 建設業退職金共済事業を開始することに伴い、建設業退職金共済組合設立。
- ・ 昭和42年 9月 1日 清酒製造業退職金共済事業を開始することに伴い、清酒製造業退職金共済組合設立。
- ・ 昭和56年10月 1日 建設業退職金共済組合と清酒製造業退職金共済組合を統合して建設業・清酒製造業退職金共済組合を設立。
- ・ 昭和57年 1月 1日 林業退職金共済事業を開始することに伴い、建設業・清酒製造業退職金共済組合を建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合に変更。
- ・ 平成10年 4月 1日 中小企業退職金共済事業団と建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合を統合して勤労者退職金共済機構を設立。
- ・ 平成15年10月 1日 独立行政法人勤労者退職金共済機構に移行。

[設立目的]

機構は、法の規定による中小企業退職金共済制度の運営を行うことを目的とする法人として設置されるものである。

上記の目的を達成するため、次の業務を行うこととされている。

- イ 法の規定による中小企業退職金共済事業を行うこと。
- ロ イの業務に附帯する業務を行うこと。

[業務概要]

(一般の中小企業退職金共済制度)

中小企業の従業員（原則として期間雇用者等を除く全従業員）を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金が給付される仕組みであり、機構の中でも中小企業退職金共済事業本部が運営に当たっている。

(特定業種退職金共済制度)

特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業310円、清酒製造業300円、林業460円）を貼付し、当該労働者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該労働者に退職金が支給される仕組みである。

制度の運営は、それぞれ建設業、清酒製造業、林業の各退職金共済事業本部が運営に当たっている。